

おひとりさまの相続（5）

法定相続人に該当する人が誰もいない状況で、いとこ等の親族に頼ることなく、OAG ライフサポートのような団体に老後と死後の意思決定支援を仕事として依頼したとすれば、亡くなった後に残る財産については「遺言による遺贈寄附」によって、例えわずかであっても社会貢献を目指してみるのはいかがでしょうか。



寄附はもちろん生きている間にすることもできますが、何しろ私たちは何歳までどんな健康状態で生きられるのか分からないので、「お金が足りなくなったら困る」という意識から、思い切った金額の寄附を生前にするのは難しいと思います。

だとしたら、ご自分が一生懸命貯蓄したお金は、出来るだけ自分のために生きている間に使うこととして、それでも使い切れずに残ったときには、「お金をあの世には持っていくことはできない」と言われますから、ぜひご自分で用途をデザインしていただくのがおすすです。

もちろん、法定相続人ではない親族や、お世話になった知人・友人といった個人に差し上げるということでも構いません。ただし、そういう内容で遺言を作成した場合には、そのことについて、受け取る予定の個人の方にはお伝えしないでいた方が良いでしょう。

というのも、人間というのは不思議なもので、「私が死んだら、この人に財産が渡る」「この人が亡くなったら財産をもらえる」という意識が芽生えたと、それまで上手く行っていた人間関係が上手くいかなくなるケースが多くなります。

それ以外には、個人ではなく団体への寄附を検討してみてください。ご自分がお世話になった分野、思い入れのある分野、助けてあげたいと願う分野など、例えば子供の貧困、女性へのDV、世界の貧困地域の医療、音楽、スポーツ、演劇・・・そしてその分野において積極的に活動をしている団体、応援したい団体を探してみてください。

ただ難しいのは、今、頑張って活動している団体を選んで遺言に記載したとしても、その遺言の効力が発生するとき（つまり、亡くなったとき）に、存続しているかどうか分からないような小規模の団体だと、寄附の想いが実現しないことになってしまうことです。

となると、遺言に実際に記載するとなると、きっと消滅することはないだろうと予想されるような、誰もが知っている巨大な団体を選ぶ傾向が強くなり、結果として、寄附はそうした大きな団体に集中してしまうことになるのです。

しかし、本当に活動資金を必要としているような小規模な団体に、遺贈寄附で想いを届けるには、どうしたら良いのでしょうか。次回はこの点について、考えてみましょう。